

病気やケガで働けなくなった時に…

# 所得補償

動画もご用意しています。  
こちらからご覧ください。



団体割引 **15%** 適用

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、最長1年保険金をお支払いします<sup>(※1)</sup>。  
(※1) 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

病気やケガによっては入院期間が長くなります。

病気で入院!  
仕事への復帰には、  
日にちがかかりそう。  
所得は減少・・・

主な病気・  
ケガの平均入院日数

脳血管疾患 **77.4**日  
骨折 **38.5**日  
高血圧性疾患 **47.6**日

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから

所得の減少を補償する「**所得補償**」だと安心です。



POINT

● **1日目からしっかり補償!**

病気やケガで働けなくなり、就業不能となった場合に、保険金は1日目からお支払いします。

● **所定の精神障害による就業不能を補償します**  
(精神障害補償特約(ハ)(所補補償用)がセットされています。)

● **「地震 噴火 津波」による病気やケガも補償します!**(天災危険補償特約(所得補償用)がセットされています。)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

● **業務上・業務外を問いません**

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気、ケガで仕事を休まれた場合でも、保険金をお支払いします。

● **入院はもちろん自宅療養もカバー**

治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

## 1口あたりの保険料表(月払)

- てん補期間<sup>(※1)</sup>:1年 ● 免責期間<sup>(※2)</sup>:0日 ● 引受対象年齢:満15歳以上(保険の対象となる方(被保険者)ご本人は会員本人に限ります。)
- 月額保険金額:1口10万円(上限口数20口まで)<sup>(※3)</sup>

(単位:円)

加入年齢	Sタイプ
20~24歳	1,070
25~29歳	1,180
30~34歳	1,340
35~39歳	1,600

加入年齢	Sタイプ
40~44歳	1,900
45~49歳	2,270
50~54歳	2,650
55~59歳	2,830

加入年齢	Sタイプ
60~64歳	2,990
65~69歳	2,990
70~74歳	4,540
75~79歳	6,110

保険料計算式

$$\text{年齢別の保険料} \times \text{ご加入口数} = \text{ご加入の保険料}$$

**口数の決め方** 平均月間所得額の範囲内(賞与を含む年収の1/12)を限度に設定してください。

保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

### 保険金のお支払い例

加入条件 | てん補期間 1年間 | 免責期間0日 | 月額保険金額:10万円×6口(Sタイプ)

**【事故事例】** 所定の精神障害を被り、1ヶ月間入院した。その後、6ヶ月間就業不能となった。

60万円 × 1ヶ月 + 60万円 × 6ヶ月

受取る保険金合計

**420万円**

※1ヶ月未満の就業不能期間が発生した場合は、1ヶ月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

※上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

● ご加入の月額保険金額は、平均月間所得額<sup>(※4)</sup>の範囲内、かつ、上限口数以下で設定してください。

(※1) 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間

(※2) 保険金をお支払いしない期間

(※3) 口数の決定方法:「平均月間所得額<sup>(※4)</sup>」以下でかつ上記記載の上限口数の範囲内で設定してください。

(※4) 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得<sup>(※5)</sup>の平均月額をいいます。

(※5) 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

● 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

● 上記保険料は基本級別1級(医師等の職種の方)の方を対象にしたものです。それ以外のご職業については、取扱代理店にご照会ください。

● 同様の他の保険制度に加入していても保険金額が合算して平均月間所得額の範囲内であれば、本保険にご加入いただけます。

● 団体契約の始期日時点(2025年3月1日現在)での満年齢で5歳きざみの保険料が決められ、年齢群が上がった場合は、更新時に自動的に変更となります。